

令和元年6月4日 環境生活委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和元年6月4日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 環境生活部長 築地原 康志
 くらし安全局長 柴田 千尋
 道民生活課長 沼田 祐司

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 性暴力被害者支援の強化等について 性暴力というのは、被害者の心とかプライバシー、人格や尊厳を著しく侵害する、許されるものではないということは明らかです。2014年の内閣府の調査では、男性から無理矢理性交された経験を持つ女性は、15人に1人もいるという調査結果が出ています。これはもう驚くべき数字だとは思いますが、この数字の中には、同性間の性暴力は対象外となっておりますので、更に上回るものになっておられると思っております。2017年にハリウッドの映画プロデューサーによるセクハラ、性的暴行、これは女優やモデルさんたちが告発したことをきっかけにしてですね、沈黙を破って声をあげているので、しかし、その対応というか対策というのは、非常に不十分と言わざるを得ない状況がわかっていまして、体制整備が次の課題だという認識を持って、第1回定例会で質問させていただきました。この中では、性犯罪・性暴力被害者支援の強化ということで、2017年度に創設された医療費交付金による公費負担制度の実施が、北海道を含む3道県で行われていなかったと明らかにした訳です。極めて由々しき事態だと言わざるを得ません。早期に交付金を申請して、被害者支援を拡充すべきだと質問させていただきました。これに対して当時の高橋知事は、道内の各地域における、支援協力いただける産婦人科を有した病院の確保、被害者への同行、病院との連携を図る相談員の体制整備などについて課題があるものの、その課題への対応を含めた制度の早期導入をめざしているという風に検討を進める答弁をされておりました。そこで以下、今回、環境生活委員会ということで伺ってまいりたいと思っております。</p> <p>(一) 性暴力に関する認識について 委員会は初めてなので、まず、性暴力はどのようなことを指すのか、道の認識をうかがいたいと思います。</p> <p>(二) 被害者支援に関する現状について 以前から、心の殺人だと言われていると指摘しておりますけれども、人生を左右する重大なことなんです。それで、今、最初におっしゃられているように、本人の望まない性的な意味あいを持つ全ての行為を指す、このことが、一般的に普及をしていないと、抵抗しなかったのかとか、様々なことを言われることが、非常</p>	<p>(環境生活課長) 性暴力についてでございますが、性暴力とは本人の望まない性的な意味あいを持つ全ての行為を指し、ドメスティック・バイオレンス、強制わいせつや強制性交等、子どもへの性的虐待、ストーカー行為といった性に基づいて、脅しや強制力を用いて行う暴力行為であると承知しており、暴力を受けた人の尊厳や自尊心を傷つけ、無力感や屈辱感をもたらすとともに、長期間にわたり、被害者の心や身体、社会的、社会生活に様々な影響を及ぼす、重大な人権侵害であると認識しております。</p> <p>(道民生活課長) 性暴力被害者への支援についてでございますが道では、性暴力被害に遭われた方々へのワンストップ支援センターとして、札幌市と共同で「性暴力被害者支援センター北海道」、通称「さくらこ」を設置し、被害者に対する相談対応を行っているところでございます。「さくらこ」に寄せられた相談のうち、性暴力被害</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>に相談する上でも、壁になっている。知事が性暴力被害者に対する医療やカウンセリング、法的な相談などの適切な支援を早期に行う必要性について言及されていたわけですが、支援の現状というのがどうなっているかお示しを願いたいところです。また、道が設置する性暴力被害者支援センター北海道 — SACRACH（さくらこ）への相談状況と対応実績についても併せてお示しを願いたいと思っています。</p> <p>(三) 課題検討の進捗状況、および医療費公費負担の導入について</p> <p>今の答弁にもありましたとおり、道に、SACRACH（さくらこ）に対する相談件数にというのは、3年間で951件ということですので、極めて大きいと思うのですが、北海道の場合は、道警の設置しております性犯罪被害110番という相談機能がありまして、こちらに対しても相談が寄せられています。ここでは5年で437件、今、道が示したのが3年間でしたので、それに合わせていきますと、平成28年度、2016年度ですけれども、92件、それから2017年度、97件、2018年度には117件と、合計して306件の相談が示されていることが、北海道警察からいただいた資料で明らかになっています。この3年間のSACRACH（さくらこ）と道警察との相談の累計は1,257件。驚くべき数字です。これは延べ数ですから、これだけの件数あったということではないかもしれないけれども、高い壁を乗り越えて相談した方だけでこれだけの件数があるということは、どれだけ多くの人が、苦しんでいるだろうということに思い至るわけです。これらの対応に関して、道内の課題についてはどのようにお考えになっているのかお示し願うとともに、検討すると答弁されていた進捗状況はどのように進んでいるのかお示しを願いたいところです。また、併せて、医療費の公費負担導入に至る見通しはどうなっているか、お示しを頂きたいです。</p> <p>(四) 当面の対応について</p> <p>国の方針では、各都道府県一カ所に相談センターということで、北海道の場合は広域で人口が分散されているということ、それだけでは十分ではないだろうということは思うのですが、なるべく早く応用していくということが必要ではないかと思えます。この医療費の方は、お金がないから相談できないとなったら、大変なわけですし、これも、北海道警察に相談した場合は、医療費が公費助成されるということで、5年間で374件、578万円の医療費を公費支出していることが道警察の資料でわかりました。同じく比較できる3年間で調べてみますと、2016年度、平成28年度で73件、121万円、平成29年度、2017年度で64件、116万円、平成30年度、2018年度で69件、116万円、これだけの公費助成を道警察の相談機能を使ってしています。ですから、道の相談というのはその3倍くらいあるわけです。さくらこに相談した場合で対象となる方への公費助成は、喫緊の課題として、最低限行うべきと考えるところですが、急いでやるべきだと思いますが、医療費の公費負担導入に至るまでの間、事案・事件が起きた場合、対象外となるわけです。</p>	<p>に関わる件数を過去3年間の推移で申し上げますと、平成28年度が348件、29年度が248件、30年度が355件となっております。</p> <p>このうち、30年度の具体的な相談内容につきましては、強制性交等が20.3%、強制わいせつが14.1%、性虐待が5.6%、DVが4.2%となっており、被害者に対しまして、対しては、電話や面談による心と体のケアに関するアドバイスのほか、必要に応じ医療機関等への付添支援等を行っているところでございます。</p> <p>(道民生活課長)</p> <p>性暴力被害者支援に係る検討状況についてでございますが、現在、「さくらこ」では、月曜日から金曜日の13時から20時までの時間帯に女性相談員2名を配置し相談対応を行っているほか、医療機関への付添支援等を行っておりますが、性暴力の被害者は、相談をためらうケースが多いことなどを踏まえ、被害に遭われた方が安心して相談ができるよう、相談時間の延長や、聴覚障がい者を対象とした電話以外での相談手段について、検討を進めているところでございます。</p> <p>また、ワンストップ支援センターに相談をした被害者で、やむを得ない事情により警察に相談できなかった方に対し、緊急避妊措置等の医療費を負担する制度の導入につきましては、道内各地域での、性暴力被害者の対応に協力いただける産婦人科を置く医療機関や、被害者に同行し病院と連携をとる支援員など、前提となる支援体制の確保に向け、検討を進めているところでございます。</p> <p>(道民生活課長)</p> <p>医療費の公費負担についてでございますが、医療費の公費負担制度に関しては、現在、公費負担の対象など、具体的な制度内容について、国及び関係部局と協議を進めているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今、検討しているけれども、実施されるまでは対象外でしょう。そうすると、遡及させるなど、道として独自の対応をとる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>協議を進めているのは何回も聞いていますが、この導入の目標とといいますか、いつ頃までに結果を得るように進めているのか、お示し願えないのでしょうか。</p> <p>できるだけ早急にとということですので、間近に結果が出るのであろうと思いますが、これだけは急いでいただきたいと思います。</p> <p>(五) 性暴力の背景等について</p> <p>知事も重大な人権侵害であると表明している性暴力をなくすためには、人権教育・啓蒙をはじめとする社会的な問題として取り組む、特に加害者が加害意識がないという大きな問題を抱えるようですので、意に反した性行為は暴力だということをしっかりと気づかせていかないと、絶対になくなっていかない。そして防止をしていくという対策が重要である。2017年6月、刑法の性犯罪規定が、明治時代の制定から110年ぶりに大きく改正され、被害・被害者の対象拡大などの前進がある一方、被害者団体等が撤廃を強く求めている、強姦罪、強制わいせつ罪の「暴行・脅迫要件」が残されてしまい、意に反した行為であっても認められないで、無罪になるという司法判決などが出ていて、一層、被害に遭った方たちを苦しめている。</p> <p>また、国連から性的虐待の子どもの保護に関して、日本対応が極めて不十分であると勧告を受けているなど、多くの課題を残しているのが日本の社会だと考えています。</p> <p>道は、性暴力の背景等について、どのように考えているのか。そして、これまでどのような考えで対策を講じてきたのかを伺いたい。</p> <p>(六) 今後の対策強化の取組について</p> <p>対策が、被害者に寄り添ってということでは、やっていると思うのですが、加害者の暴力行為、性犯罪を防がなくては被害が続くわけです。そうしたところの観点をしっかりと発信していくということが必要となってくる。「性犯罪は加害者が悪い」「被害者は悪くない」「相談を」というメッセージを大きく打ち出し、相談体制を充実させ、潜在化を防ぐ対策強化が極めて重要となっています。しかし、国連諸機関から勧告された国連がもとめる女性20万人に1カ所の水準の支援センターには程遠い状況であるというのが現状です。広域な本道において、今後、さらに相談体制と防止対策を強化していくために、どのように取り組んでいくのか、部長に見解を伺います。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>現在、検討進めているところでありますが、できるだけ早急に導入できるように進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(くらし安全局長)</p> <p>性暴力被害の状況についてでございますが、過去3年間に「さくらこ」に寄せられた性暴力に関する相談からは、加害者が家族であるもの、知人友人であるものが、それぞれ全体の2割から3割を占め、加害者と被害者とが近い間柄である事案が4割を超えている状況となっています。</p> <p>また、性暴力被害者は、「被害を届けたら事件が世間に知られてしまい恥ずかしい」、「警察ではどのような取り扱いを受けるか不安」、「落ち度を責められる」などの理由から相談をためらうケースが多いことから、表面化しにくい被害であると認識しております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、被害者に対し適切な支援を行うためには、被害者が安心して相談できる環境を整えていくことが何よりも重要であることから、道ではこれまで、ホームページをはじめ、リーフレットやSNSなど、被害者やその支援者に伝わりやすい方法で、相談窓口の周知に努めてきたほか、「さくらこ」への性暴力に関し十分な知見を持った相談員の配置や、医療機関や弁護士等と連携した支援に取り組んできたところでございます。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>性暴力被害者支援に関わる今後の取組についてでございますが、性暴力は被害者の尊厳や自尊心を深く傷つけ、長期間にわたり、心身や社会生活に様々な影響を及ぼしかねない重大な人権侵害であり、性暴力や性犯罪の防止対策を強化することはもとより、被害者に対する適切な支援体制の整備が重要と考えてございます。</p> <p>性暴力等の防止に向けましては、女性に対する暴力を容認しない社会環境を整備するため、児童生徒への人権教育や、教職員を対象としたセミナーの実施など、男女平等観の形成に取り組みますとともに、効果的な防犯対策を進めていくため、引き続き道警察、道教委、市町村などと緊密に連携を図りながら、地域住民とともに犯罪が起きにくい安全で安心な地域づくりに努めてまいります。</p> <p>また、性暴力被害者への支援につきましては、被害者が道内どこに住んでいても早期に適切な支援を受けることができるよう、各地域における医療機関や支援員の確保など、「さくらこ」の体制充実とあわせ、医療費の公費負担制度の検討などを進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今、部長から、今後の取組について答弁がありました。これを早期に実現させていくとともに、相談した場合に安心して相談できる、被害に遭われた方が「自分が悪い」と絶対に思わないで相談でき、その後の人生において自信を持って生きていけるようなそこまでのフォローしなきゃならないことだと思いますし、また、性暴力を行う側の人たちが実践できるようにして、しっかりと社会を作っていくために頑張ってください。</p>	